

茨城町新型インフルエンザ等対策行動計画

茨 城 町

令和 8 年 3 月改定

目次

第1部	はじめに	-3-
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	-3-
2	行動計画の作成と感染症危機対応	-3-
3	行動計画改定の目的	-5-
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	-7-
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	-7-
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	-7-
3	新型インフルエンザ等対策の方向性	-8-
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	-9-
5	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	-11-
6	新型インフルエンザ等の対策項目	-13-
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	-14-
第1章	実施体制	-14-
第1節	準備期	-14-
第2節	初動期	-15-
第3節	対応期	-15-
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	-17-
第1節	準備期	-17-
第2節	初動期	-18-
第3節	対応期	-19-
第3章	まん延防止	-21-
第1節	準備期	-21-
第2節	初動期	-21-
第3節	対応期	-21-
第4章	ワクチン	-23-
第1節	準備期	-23-
第2節	初動期	-24-
第3節	対応期	-24-
第5章	保健	-27-
第1節	準備期～初動期	-27-
第2節	対応期	-27-
第6章	物資	-28-
第1節	準備期	-28-
第2節	初動期～対応期	-28-
第7章	町民の生活及び地域経済の安定の確保	-29-
第1節	準備期	-29-

第2節 初動期	-30-
第3節 対応期	-30-
【用語集】	-34-

- ・用語集に掲載のあるものは、初出時に「*」マークを表記しました。

第1部 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関*、事業者等の責務、新型インフルエンザ等*の発生時における措置、まん延防止等重点措置*、緊急事態措置*等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者*に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、

具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

2 行動計画の作成と感染症危機対応

（1）行動計画の作成

特措法が制定される以前からも、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでおり、2005年には、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ

て、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成され、茨城県（以下「県」という。）においても同年12月、「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しており、以来、数次の部分的な改定を行っている。

2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、あわせて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年4月に、特措法が制定された。

2013年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（2013年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成された。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等が示されるとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

県においても、特措法第7条に基づき、政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従前の「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、2014年2月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定した。

本町においては、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画で定められた事項を踏まえ、2015年2月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を策定した。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとされており、本町においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて、町行動計画の改定を行う。

（2）新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には国内でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部

の設置、基本的対処方針*の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言*（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態*宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症*に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機*が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民の生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、本町の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

3 行動計画改定の目的

(1) 政府行動計画改定の目的

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

2023年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてもしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り

- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画が令和6年7月に全面改定された。

(2) 県行動計画の改定

県は、政府行動計画の全面改定を受け、従前の県行動計画を令和7年3月に全面改定した。

(3) 町行動計画の改定

本町は、政府行動計画及び県行動計画と整合性を確保しつつ、平成27年2月に策定した町行動計画を特措法第8条に基づき、全面改定した。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が世界中のどこかで発生した場合、我が国、そして本町への侵入も避けられず、町民の生命及び健康や生活及び経済にも大きな影響を与える可能性がある。新型インフルエンザ等は、長期的には町民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ると、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう事態が想定される。そのような事態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑えることが必要である。

これを踏まえ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民の生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 町民の生活及び経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験から、特定の事例に偏重して準備を行うことは大きなリスクを伴うおそれがある。

本行動計画は、特定の感染症や過去の事例だけでなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も考慮し、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じて、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国の対策を踏まえ、県等と連携し、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）（以下「病原体の性状」という。）、流行の状況などを考慮しつつ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性、町民生活・経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等の中から実施すべきものを選択する。

新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことで効果が期待される。事業者は職場での感染予防に努め、業務を絞り込むなどの対策を検討することが重要である。また、行政だけでなく、事業者や町民一人ひとりが感染予防や備蓄等の準備を行うことが必要である。なお、感染予防として新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用などの呼吸器感染症等に対する対策が基本となる。

3 新型インフルエンザ等対策の方向性

(1) 基本的な対策の方向性

基本的な対策の方向性は以下のとおりである。

- ① 特定の感染症や過去の事例に限らず、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を考慮し、病原体の性状に応じた対策を検討する。
- ② 限られた知見しかない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、早期収束を目指す。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④ 病原体の変異による性状変化を考慮し、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も想定する。

(2) 時期ごとの対策の考え方

時期ごとの基本的な対策の考え方は以下のとおりである。

（時期ごとに必要となる対策の選択肢については、「第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」に記載）

① 準備期

（平時）

有事*に想定される対策を的確に講じるために必要な訓練や人材育成等、新型イン

フルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

② 初動期

(感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間) 初動体制を確立し、庁内の情報共有を図る。

③ 対応期

対応期については、以下の時期に区分される。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

(政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階) 病原体の性状について限られた知見しか得られていないため、海外での発生动向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

(感染の封じ込めが困難で、感染が拡大した段階)

国、県等と相互に連携し、医療提供体制の確保や町民生活及び経済の維持のための対応を行うが、様々な事態が生じる場合は、社会の状況に応じて臨機応変に対処する。

知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえ、国のリスク評価等に基づき、医療提供体制維持のため、感染拡大の波を抑制するための対策を実施する。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等の対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づいて対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国の方針に基づき、最終的に特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な対策を実施する。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立できるようにするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

町民の生命・健康を保護するとともに、町民の生活及び地域経済活動への影響が最小となるよう、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。

(3) 基本的人権の尊重

基本的人権を尊重し、特措法による対策が町民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は必要最小限にとどめる。また、町民等に対して十分な説明を行い、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、社会的弱者への配慮をしながら町民の安心を確保し、社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置が定められている。一方で、病原性の程度やワクチン・治療薬等の有効性により、必ずしもまん延防止等重点措置や緊急事態措置が講じられるものではないことに留意する。

(5) 関係機関*相互の連携協力の確保

町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部との緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下における地震等の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を

進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有体制の整備などの準備を進める。

また、災害発生時は、国や県と連携し、状況を適切に把握し必要に応じて避難所での感染対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援などを速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存・公表する。

5 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体等を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO 等の国際機関や諸外国と連携し、対策に取り組む。

このため、平時から政府行動計画に基づく対策を実施し、定期的な訓練等により点検・改善に努める。

有事には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。また、国民や事業者等の理解や協力を得るため、感染症に関する情報提供・共有を行う。さらに、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進する。

また、指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的な対応を決定しておく。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国が決定した基本的対処方針に基づき区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

① 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定*を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、有事の際には、迅速に

体制を移行し、対策を実行する。

また、感染症対策に係る、県、保健所設置市、等で構成される連携協議会等を通じ、予防計画*や医療計画*等について協議し、進捗確認を行いながら、関係者が一体となって、平時からの取組を実施するとともに、改善を図る。

②町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者、障害者等の要配慮者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。自宅療養者等に対する健康観察*や生活支援等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて町民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図るものとし、対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

また、有事の際には、迅速に体制を移行し、県との緊密な連携・協力の下、感染症対策を実行する。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、平時から、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練、個人防護具*を始めとした感染症対策物資の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者診療体制を含めた業務継続計画*の策定及び連携協議会や関係機関等を活用した地域における連携を進めることが重要である。

発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県の要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者*の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種*の対象となる医療の提供の業務又は町民の生活・経済の安定のための業務を行う事業者は、平時から、職場の感染対策や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行い、発生時には重要業務の継続に努める。

(6) 一般の事業者の役割

平時から、新型インフルエンザ等の発生に備え職場の感染対策に努め、特に多数の者が集まる事業を行う者についてはマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うよう努

める。発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することも想定する。

(7) 町民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、健康管理や基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人レベルでの感染対策）を実践するよう努める。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄するよう努める。

発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、各個人が感染拡大対策を実施するよう努める。

6 新型インフルエンザ等の対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を行動計画の対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係者一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

<健康増進課、総務課、関係機関>

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

<健康増進課、総務課、関係各課、関係機関>

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保、及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

<健康増進課、関係各課>

③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

<健康増進課>

1-3 国、県及び指定地方公共機関の連携の強化

① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

<健康増進課、総務課、関係機関>

② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、

町内の業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
＜健康増進課、総務課、関係機関＞

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、関係各課＞

- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、関係各課＞

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

＜町対策本部、健康増進課、財政課、関係機関＞

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国、県、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民の生活及び地域経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備する。

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行を要請する。

<町対策本部、健康増進課、総務課、関係機関>

- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める。

<町対策本部、健康増進課、総務課、関係機関>

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

<町対策本部、健康増進課、財政課、関係機関>

3-2 緊急事態措置の検討について

町は、緊急事態宣言がされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、町内区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課>

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

<町対策本部、健康増進課、総務課>

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、町民等、国、県、町、医療機関、事業者等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、国や県と連携して、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

1-1 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、国から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、町民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

あわせて、町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚障害者等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

<健康増進課、総務課、秘書広聴課、社会福祉課、長寿福祉課、こども課、地域政策課、学校教育課、関係機関>

1-2 双方向のコミュニケーション*の体制整備や取組の推進

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの相談に応じるため、国及び県のコールセンター等についての周知の準備を進めるとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等の設置について準備を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、関係各課、関係機関>

1-3 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属

機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

<健康増進課、総務課、社会福祉課、秘書広聴課>

1-4 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

<健康増進課、総務課、秘書広聴課>

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション*を行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚障

害者等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、社会福祉課、長寿福祉課、こども課、地域政策課、学校教育課、関係機関＞

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国が作成するQ&A等や国及び県のコールセンター等を町民に周知するとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、関係各課、関係機関＞

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、職員に対しても偏見や差別等を助長しないように、適切な情報を提供・共有する。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、社会福祉課、秘書広聴課＞

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚障害者等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、社会福祉課、長寿福祉課、子ども課、地域政策課、学校教育課>

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国が作成するQ&A等や国及び県のコールセンター等を町民に周知するとともに、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

<町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、関係各課、関係機関>

3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

<町対策本部、健康増進課、総務課、社会福祉課、秘書広聴課>

第3章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター*に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

<健康増進課、関係各課>

第2節 初動期

【目的】

まん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国や県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、関係各課、関係機関>

第3節 対応期

【目的】

国や県による各種まん延防止対策による町民の生活や地域経済活動への影響を考慮し、県等と緊密な連携・情報共有を行い、町民等に理解・協力を求めるなど必要な対応を行う。

3-1 まん延防止対策の内容

3-1-1 町民等への対応

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人込みを避ける等の基本的な感染対策や、人との接触を避ける取組（時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等）を勧奨する。

<町対策本部、健康増進課、総務課、関係各課、関係機関>

3-1-2 施設等の使用制限

町は、緊急事態措置が行われた場合、措置内容を踏まえ、町立学校等の多数の者が利用する町施設について、使用制限（人数制限や無観客開催）や停止等の対応を行う。また、使用制限に伴う施設等の運用の整理・対応を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、生涯学習課、関係各課、関係機関>

3-1-3 学級閉鎖・休校等

町は、国や県等からの情報を踏まえ、町立学校・保育施設等における感染対策に資する情報の提供・共有を行うとともに、対策を実施する。なお、学校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等を地域の感染状況等を踏まえ適切に行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、こども課、学校教育課、関係機関>

第4章 ワクチン

第1節 準備期

【目的】

町は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県と連携し、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 接種体制の構築

1-1-1 接種体制

町は、県央医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

＜健康増進課、総務課、関係機関＞

1-1-2 特定接種

町は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、集団接種を原則とした体制の構築を図る。

＜健康増進課、総務課、農業政策課、商工観光課、関係機関＞

1-1-3 住民接種*

① 町は、国や県の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

＜健康増進課、総務課、関係機関＞

② 町は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外における接種を可能にするよう取組を進める。

＜健康増進課、総務課、関係機関＞

③ 町は、接種を希望する町民等が速やかに接種できるよう、県央医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

＜健康増進課、総務課、関係機関＞

1-2 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療

機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

＜健康増進課、総務課、関係機関＞

第2節 初動期

【目的】

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国及び県の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

2-1 接種体制

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、関係機関＞

第3節 対応期

【目的】

町は、ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国及び県に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、関係する医療従事者に適切に接種が行われるよう配慮する。

3-1 接種体制

① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、関係各課、関係機関＞

② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことにより、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、関係各課、関係機関＞

3-2 特定接種

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

＜町対策本部、健康増進課、総務課、関係機関＞

3-3 住民接種

3-3-1 予防接種の準備

町は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、関係機関>

3-3-2 予防接種体制の構築

町は、国からの要請を受けて、接種を希望する町民等が速やかに接種できるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の準備を進める。

<町対策本部、健康増進課、総務課、関係機関>

3-3-3 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、関係機関>

3-3-4 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町の公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう介護保険担当課や県医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

<町対策本部、健康増進課、総務課、社会福祉課、長寿福祉課、生涯学習課、関係機関>

3-3-5 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

<町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、関係機関>

3-4 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるため啓発を行う。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の情報を町民等へ

周知する。

<町対策本部、健康増進課、総務課、秘書広聴課、関係機関>

第5章 保健

第1節 準備期～初動期

【目的】

感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築し、県等と連携し感染症対策の協力体制について検討する。

1-1 体制の整備

町は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県等と連携し、役割分担を確認するとともに、感染症発生時における協力について検討する。

<健康増進課、関係機関>

第2節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、県等との役割分担・連携体制に基づき、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

2-1 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者*に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター*等の物品の支給に協力する。

<町対策本部、健康増進課、関係機関>

第6章 物資

第1節 準備期

【目的】

感染症対策物資等*は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等に必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

<健康増進課、総務課、財政課>

- ② 消防機関は国及び県からの要請を受けて、最初に感染者の接触する可能性がある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

<消防本部>

第2節 初動期～対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

<町対策本部、健康増進課、総務課、関係機関>

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民の生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し、町民の生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や庁内関係各課との連携を図り、情報共有体制を整備する。

<健康増進課、総務課、関係各課、関係機関>

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

<健康増進課、総務課、秘書広聴課、社会福祉課、長寿福祉課、地域政策課、関係機関>

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

<健康増進課、総務課>

- ② 町は、事業者や町民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

<健康増進課、総務課、秘書広聴課、農業政策課、商工観光課、関係機関>

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国及び県からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時において、県

と連携して高齢者や障害者など要配慮者の把握を行うとともに、見回り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援、搬送、死亡時の対応に関する具体的な手続きについて検討する。

<健康増進課、総務課、社会福祉課、長寿福祉課、保険課、町民課、消防本部、関係機関>

1-5 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍担当課等との調整を行う。

<健康増進課、総務課、町民課、関係機関>

第2節 初動期

【目的】

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民の生活及び地域経済活動の安定を確保する。

2-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

<町対策本部、地域政策課、総務課、農業政策課、商工観光課、関係機関>

2-2 遺体の火葬・安置

町は、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、遺体を一時的に安置できる施設等の確保に向けた準備を行う。

<町対策本部、町民課、総務課、みどり環境課、生涯学習課、健康増進課、消防本部>

第3節 対応期

【目的】

町は、準備期での対応を基に、町民の生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行い、町民の生活及び地域経済活動の安定を確保する。

3-1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

<町対策本部、健康増進課、社会福祉課、長寿福祉課、こども課、関係機関>

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国及び県からの要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に対して、必要に応じて、見回り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

<町対策本部、社会福祉課、長寿福祉課、町民課、消防本部、健康増進課>

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町教育委員会は、新型インフルエンザ等対策として、町立学校の使用の制限やその他長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

<町対策本部、学校教育課>

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民の生活及び地域経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

<町対策本部、地域政策課、総務課、関係機関>

- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

<町対策本部、地域政策課、総務課、関係機関>

- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

<町対策本部、地域政策課、総務課、関係機関>

- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

<町対策本部、地域政策課、総務課、関係機関>

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じて国からの要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させる。

<町対策本部、町民課、総務課>

- ② 町は、県の要請を受け、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

<町対策本部、総務課、町民課、関係機関>

- ③ 町は、県を通じ国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に安置できる施設等を直ちに確保する。

<町対策本部、町民課、みどり環境課、生涯学習課、健康増進課、消防本部>

3-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による町内の事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

<町対策本部、地域政策課、総務課、財政課、農業政策課、商工観光課、関係機関>

3-2-2 町民の生活及び地域経済活動の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

<町対策本部、水道課>

新型インフルエンザ等対策本部組織

1 茨城町新型インフルエンザ等対策本部

本部長	町長
副本部長	副町長・教育長
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・町長公室長 ・総務部長 ・保健福祉部長 ・生活経済部長 ・都市建設部長 ・教育部長 ・消防長
設置準備	新型インフルエンザ等の発生が確認された場合
設置基準	緊急事態宣言がされた場合

2 茨城町新型インフルエンザ等対策幹事会

部長	保健福祉部長
副部長	総務部長
部員	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書広聴課長 ・地域政策課長 ・総務課長 ・財政課長 ・社会福祉課長 ・長寿福祉課長 ・こども課長 ・保険課長 ・健康増進課長 ・農業政策課長 ・商工観光課長 ・町民課長 ・みどり環境課長 ・水道課長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・消防次長

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
関係機関	協力・調整が必要な組織・団体で、国や県、県医師会をはじめとする医療関係者、事業者、関連業界団体など。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居

	宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、

	多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメータ	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。